

土地月間 実施要項

(目的)

第1条 国土交通省は、様々な土地の制度に関する国民の理解を深めるため、毎年10月を「土地月間」と定める。

(活動内容)

第2条 国土交通省及び土地関係団体は、「土地月間」に関連して、次の各号に定める活動を実施する。

- 一 「土地月間」作品コンテスト（以下「コンテスト」という。）
- 二 各種講演会・セミナーの開催（以下「セミナー等」という。）
- 三 その他目的達成に必要な活動

2 土地関係団体とは、次の各号に定める団体とする。

- 一 公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
- 二 公益社団法人 全国国土調査協会
- 三 公益財団法人 不動産流通推進センター
- 四 一般社団法人 日本国土調査測量協会
- 五 一般社団法人 建設広報協会
- 六 一般社団法人 全国測量設計業協会連合会
- 七 一般財団法人 土地総合研究所
- 八 一般財団法人 都市農地活用支援センター
- 九 一般財団法人 日本不動産研究所
- 十 一般財団法人 土地情報センター
- 十一 一般財団法人 都市みらい推進機構
- 十二 一般財団法人 不動産適正取引推進機構

3 国土交通省は、法務省及び地方公共団体とも協力し、「土地月間」に関する周知活動を実施する。

(コンテストの作品募集)

第3条 コンテストの作品募集部門は、次の各号のとおり。

- 一 イラスト部門
- 二 エッセイ部門

2 国土交通省は、コンテストの募集に関して、毎コンテスト、法務省、地方公共団体及び土地関係団体に周知依頼を行う。

3 コンテストの募集テーマや作品規格、その他作品募集に必要な事項は、毎年、国土交通省が「募集要項」に定めるものとする。

(コンテストの受賞作品審査)

第4条 コンテストの受賞作品の審査については、国土交通省関係部局、法務省関係部局及び土地関係団体にて行う。

2 国土交通省は、コンテストの審査に関して、毎コンテスト、審査委員に委嘱、法務省及

び土地関係団体に協力依頼を行う。

3 審査の方法については、毎年、国土交通省が「審査要項」に定めるものとする。

(セミナー等の実施・報告)

第5条 土地関係団体は、セミナー等の実施に際し、必要に応じて国土交通省に名義使用の許可を得ることとする。

2 土地関係団体は、セミナー等を実施した場合、速やかに、国土交通省に対して、実績報告を行う。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、「土地月間」に関する必要な事項は、審査委員、法務省及び土地関係団体に意見照会の上、国土交通省で定めるものとする。